

令和 8 年度 常磐南小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

(1) いじめについての基本的な認識

いじめとは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。いじめの判断は、その行為事象に着目するのではなく、被害児童の精神的苦痛に寄り添った判断をしなければならぬ。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという認識を常にもつことが必要である。

(2) いじめに対する基本姿勢

先述の基本的な認識を基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場であってはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつと共に、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。

(3) 育てたい児童の力や教師の役割

いじめを未然に防ぐためには、児童に健全な精神が育まれていることが大切である。健全な精神は、児童が自己肯定感や自己有用感をもつことで育むことができる。そのために教師は、互いに認め合う学級集団をつくったり、児童に活躍の場を与える行事を計画したりし、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。また、平素の授業において誰もが分かる・楽しい学習活動を目指し、穏やかな気持ちで学校生活を送ることができるようにする。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・長期欠席対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念を把握すると共に、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、SC、各担任、養護教諭等で構成する。

(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組みの実施と進捗状況の確認

- ・2学期末に行う学校診断アンケートにおいて、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、来年度に向けて改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」を周知し、教職員の共通理解を図る。
- ・每学期2回（記名式1回、無記名式1回）の生活アンケートとそれに基づく個人面談の実施や随時行われる教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ・每学期定期的に「いじめ・長期欠席対策委員会」を開催する。それ以外にも共通理解が必要な事案が起きた場合には、臨時に開催する。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組み状況や学校診断アンケート結果等を発信する。
- ・学期末保護者会の際に「家庭用チェックリスト」を配付し、児童の生活実態の把握に努めるとともに、情報提供を依頼する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。
- ・事案に対する記録を時系列で残し、今後の対応への資料としてまとめていく。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組み

（１）いじめの未然防止の取組み

- ア 児童が互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童にとって分かりやすく、楽しい授業づくりを行うことで、精神的に安定できる学習の機会を保障する。
- ウ 児童に自己肯定感をもたせるために、一人一人が活躍できる行事の推進を図る。
- エ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し生命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- オ 地域との連携を図り、学校の教職員だけでなく、地域住民と共に児童を見守る体制づくりを推進する。
- カ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深めネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

（２）いじめの早期発見の取組み

- ア 生活アンケート（毎学期２回）に基づいた教育相談を実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ WEBQU（４～６年）を年２回（６・１２月）実施し、学級内の人間関係の把握に努める。
なお、WEBQUの結果に基づいた「ときなんっ子支援委員会」を開き、担任と役職で、一人一人の支援の仕方を協議・確認する。
- ウ 休み時間や清掃時に、児童と共に活動し、児童の人間関係の様子や変化を把握するように努める。
- エ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- オ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

（３）いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら事実を迅速かつ的確に把握し、「いじめ・長期欠席対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 関係児童の心情をより深く理解することに努め、じっくり話を聴き真の思いを引き出す温かい指導・支援を行う。
- オ 教職員の共通理解、保護者の協力、SC等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- カ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- キ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。
- ク 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第１１条の規定に基づき、適切に、当該児童生徒に対して懲戒を加えるものとする。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに市教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・長期欠席対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

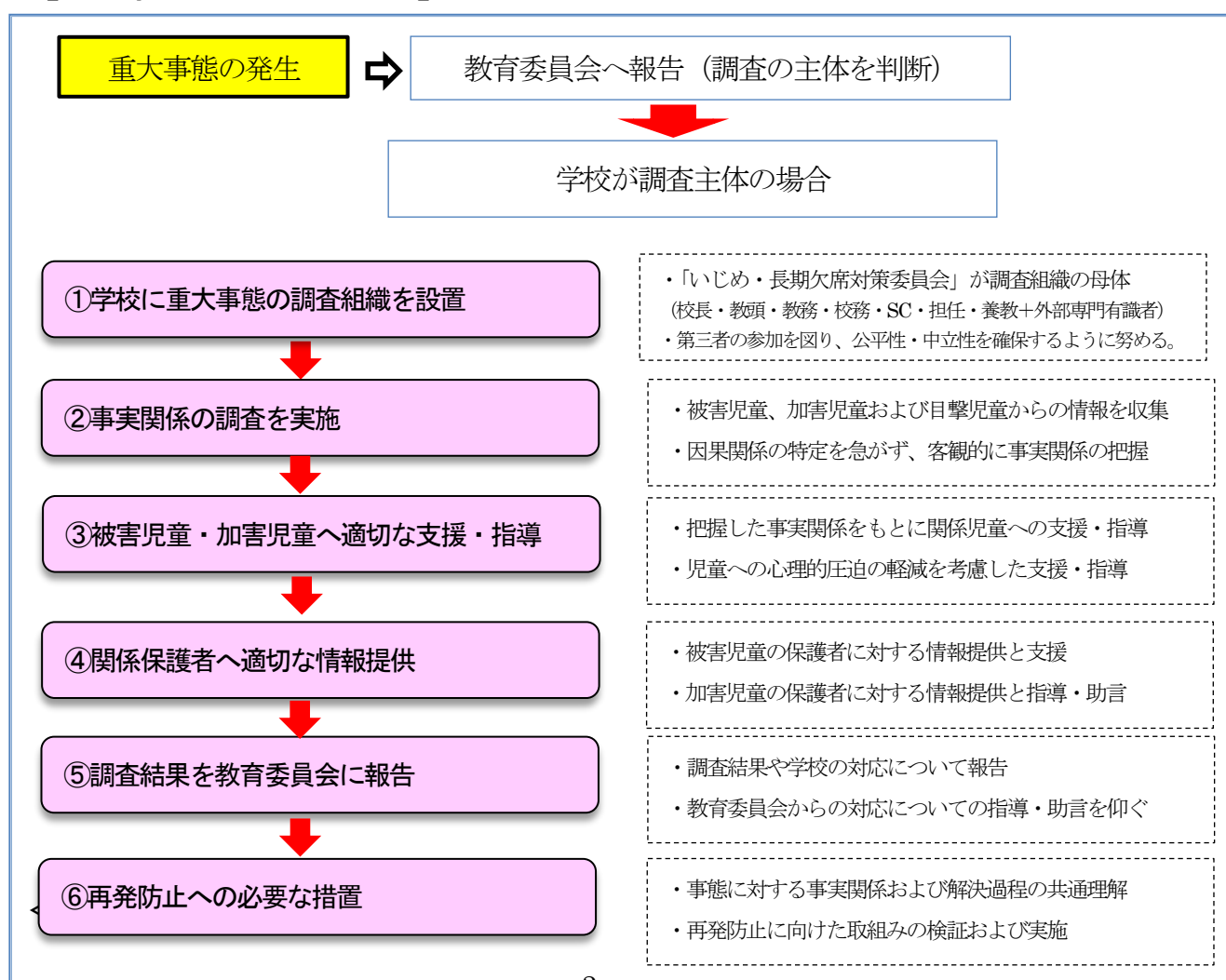
5 学校の取組みに対する検証・見直し

- (1) 令和7年度の反省に立って、次の2点を強化する。
 - ①生活アンケートやWEBQ Uに加え、入学以来の出来事や人間関係に目を向け指導に心掛ける等、いじめの早期発見・早期解決に努める。
 - ②SNS上でのトラブルにもアンテナを高くし、未然に防止するよう情報モラル教育を推進し、ネットいじめの加害者・被害者にならないよう指導する。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組み評価及び保護者への学校診断アンケートを年に1回実施(12月)し、いじめ・長期欠席対策委員会でいじめに関する取組みの検証を行う。

6 その他

- (1) 12月の人権週間に「いじめを考える人権集会」を4・5・6年生で実施する。
- (2) いじめ防止に関する校内研修を年2回及び随時実施し、児童生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (3) 「学校いじめ防止基本方針」は4月に保護者へ配付するとともに、ホームページに掲載する。
- (4) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】



	いじめ・長期欠席対策委員会	未然防止の取組み	早期発見の取組み	保護者・地域との連携
4月	P ↓	○「常南小いじめ防止基本方針」の内容の確認	○休み時間・清掃時の児童観察の開始 ○全校遊び開始 ○身体測定	○「常南小いじめ防止基本方針」配付 ○授業参観における児童観察
5月	D ↓	○現職研修①「児童理解と学級づくり」	○身体測定 ○「生活アンケート」及び個人面談の実施	○運動会における児童観察・異学年交流
6月	C ↓	○情報モラル指導（ネットモラル）	○身体測定 ○WEBQUの実施 ○「ときなんっ子支援委員会」	○学校公開における児童観察 ○学校運営協議会委員・保護者への授業の公開
7月	A ↓	○いじめ・長期欠席対策委員会の開催	○身体測定 ○「生活アンケート」及び個人面談の実施	○個別懇談会 チェックリスト記入
8月	P ↓	○中間評価→検証		
9月	D ↓	○山の学習（自己肯定感を高める活動）	○身体測定	○授業参観における児童観察
10月	C ↓	○学芸会（自己肯定感を高める行事） ○「稲刈り」（異学年交流・地域との交流）	○身体測定 ○「生活アンケート」及び個人面談の実施	○学芸会における児童観察
11月	A ↓	○いじめ・長期欠席対策委員会の開催	○身体測定	○向日葵のひざし訪問交流会の参加
12月	C ↓	○学校診断の実施アンケート	○身体測定 ○「生活アンケート」及び個人面談の実施 ○WEBQUの実施 ○「ときなんっ子支援委員会」	○とろろご飯の会における児童観察 ○個別懇談会 チェックリスト記入 ○学校運営協議会委員の「いじめを考える人権集会」への参加 ○保護者への学校診断アンケート
1月	P ↓	○学校診断アンケートの結果を検証し、基本方針の見直し及び公表	○身体測定 ○「生活アンケート」及び個人面談の実施	○学校公開における児童観察
2月	D ↓	○いじめ・長期欠席対策委員会の開催	○身体測定	○学校運営協議会委員の「ときなん祭」の参観 ○学校運営協議会委員会で児童の様子及び学校の取組みについて評価を行う。 ○感謝の会の実施
3月	C ↓	○卒業を祝う会（自己肯定感を高める行事）	○身体測定 ○「生活アンケート」及び個人面談の実施	○希望制個別懇談会
通年	A ↓	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○健康観察の実施 ○SCによる相談	○地域学習の推進